

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1277号)

平成26年9月18日

横 情 審 第 1 2 7 7 号

平 成 2 6 年 9 月 1 8 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年3月14日教西指第640号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中学2年生時と3年生時に受けた全教科の中間テストと期末テストの
平均点・最高点・最低点」の個人情報非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「中学２年生時と３年生時に受けた全教科の中間テストと期末テストの平均点・最高点・最低点」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中学２年生時と３年生時に受けた全教科の中間テストと期末テストの平均点・最高点・最低点」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年２月10日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年２月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、異議申立人（以下「申立人」という。）が中学校２年生時及び３年生時に受けた中間テスト及び期末テスト（以下「定期試験」という。）の全教科の平均点・最高点・最低点である。
- (2) 現在の中学校における評価は、到達度評価（いわゆる絶対評価）による方法で行っており、目標到達度をあらかじめ評価基準として設定し、他の生徒の到達度を考慮せず、個々の生徒の到達度によって評価を行っている。定期試験の平均点・最高点・最低点は評価に必要なものではなく、本件個人情報は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

なお、仮に本件個人情報を記載した文書を作成した場合であっても、定期試験の最高点・最低点は特定の個人に関する情報といえるものの、その点数のみからは特定の個人を識別することはできない。また、平均点は採点結果を集計し、算出したものであるからそもそも個人に関する情報ではないため、平均点・最高点・最低点は申立人の本人開示請求権が及ばないものである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報及び観点別の平均点・最高点・最低点の開示を求める。
- (2) 目的は、申立人の学力を正しく把握するためである。本件個人情報には、申立人の個人情報が含まれており、申立人の個人情報に該当しないという非開示理由は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 市立中学校の成績評価の事務について

横浜市立中学校での成績評価の方法は、中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）に定められた目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価を実施することとされており、評価基準は、児童生徒指導要録記入の手引、横浜版学習指導要領等に具体的に定めている。

各科目は「知識・理解」、「技能」、「思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度」の4つの観点に区分され、各観点については授業態度、試験の点数、課題の取組、宿題の提出といった、学習の様々な時点ごとに児童生徒指導要録記入の手引、横浜版学習指導要領等に定められた評価基準を基に評価を行っている。観点ごとの評価は、これらの学習の様々な時点ごとの評価を総括して決定しており、各科目の成績は、観点ごとの評価を総括して算出され、5段階で表されている。

- (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人が中学校2年生時及び3年生時に受けた定期試験の平均点、最高点及び最低点である。

- (3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、中学校の成績評価は絶対評価による方法で行っており、目標到達度をあらかじめ評価基準として設定し、他の生徒の到達度を考慮せず、個々の生徒の到達度によって評価を行っていることから、定期試験の平均点、最高点及び最低点は必要ではないため、作成しておらず保有していないと説明している。

一般的に、試験を実施した場合には、その試験を受験した者全員の理解度や到達度等を測るために、平均点、最高点又は最低点を算出し、成績評価等に活かすのではないかと考えられる。

このことにつき実施機関に確認したところ、定期試験の結果は、観点ごとの点数に分けて、学習の様々な時点における評価の一つとして用いられており、授業態度、宿題の提出状況その他の学習の様々な時点における評価と総括して観点ご

との評価が決定されているとのことである。

成績評価がこのような方法で行われている以上、定期試験の平均点、最高点及び最低点を記載した文書を成績評価の資料として作成していないという実施機関の説明は、不自然とまでは言えず、このほかに本件個人情報の存在を推認させる事情は認められなかった。

したがって、本件個人情報を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は認めざるを得ない。

イ なお、実施機関は、仮に本件個人情報を作成した場合であっても、申立人の本人開示請求権が及ぶものではないと主張しているため、以下検討する。

試験の平均点は、一般的にはその試験を受験した者の点数を合計し、受験した者の人数で除した数で表される。このため試験の平均点は、統計的に処理された情報であり、個人に関する情報ではなく、条例第2条第2項に定める個人情報ではない。

試験の最高点及び最低点は、点数を順序化する統計処理によって求めるものである。また、ある点数が最高点又は最低点であることのみからは、特定の個人を識別することはできない。そうすると、試験の最高点及び最低点は、当該試験を受けた者の個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、条例第2条第2項に定める個人情報ではない。

したがって、試験の平均点、最高点及び最低点は、いずれも条例第2条第2項に定める個人情報ということとはできない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年3月14日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年4月17日 (第171回第三部会) 平成26年4月22日 (第253回第二部会) 平成26年4月24日 (第246回第一部会)	・諮問の報告
平成26年5月15日 (第172回第三部会)	・審議
平成26年6月19日 (第173回第三部会)	・審議
平成26年7月18日 (第174回第三部会)	・審議
平成26年8月7日 (第175回第三部会)	・審議